

令和4年度

事業年報

横浜市食肉衛生検査所

第1章 総 説

1 沿革

- 昭和25年 4月 と畜場関連衛生行政、神奈川県から本市に委譲
横浜市中央と畜場（神奈川区山内町）は、神奈川保健所が所管
横浜畜産興業(株)戸塚と畜場は、戸塚保健所が所管
- 昭和31年 1月 横浜市衛生局公衆衛生課へ移管
- 昭和32年 2月 横浜畜産興業(株)戸塚と畜場廃止
- 昭和34年 9月 横浜市中央と畜場廃止
新たに横浜市中央と畜場として、鶴見区大黒町3番53号に開設
- 昭和35年11月 庁舎（鉄筋コンクリート2階・一部3階建て・延面積380.4㎡）建設
- 昭和37年 3月 横浜市食肉衛生検査所設置
- 昭和54年10月 総合市場ビルが完成し、3階に検査所移転
- 昭和63年10月 中央卸売市場整備計画に基づく全面改築工事終了
と畜場を含む本館棟が完成し、新施設稼働
- 平成 3年 4月 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行
- 平成 6年 7月 仲卸棟完成
- 平成 7年 3月 女子更衣室及び事務室の改築工事終了
- 平成12年10月 副生物保管用冷蔵庫を増設
- 平成13年10月 牛海綿状脳症検査開始
- 平成14年 4月 豚枝肉冷却施設が完成し、冷と体取引開始
- 平成17年12月 小動物解体室の解体ライン改良工事終了
オンレール稼働
- 平成21年 1月 大動物解体室の解体ライン改良工事終了
オンレール稼働
大動物内臓処理室改良工事終了
- 平成21年 4月 小動物検査コーナー改良工事終了
小動物内臓処理室改良工事終了
- 平成23年 8月 放射線検査室整備。スクリーニング検査開始
- 平成23年10月 小動物けい留所改良工事終了
- 平成24年 7月 食肉衛生検査所ウェブサイト開設
- 平成25年 7月 牛海綿状脳症の検査対象を、「48か月齢超へ」と変更
平成29年 4月 牛海綿状脳症の検査対象を、「24か月齢以上で、生体検査
において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈する牛」へと変更
- 令和 2年 3月 牛の放射性物質全頭スクリーニング検査の終了

2 概要

(1) 名称 横浜市食肉衛生検査所

(2) 所在地 横浜市鶴見区大黒町3番53号

TEL 045 (511) 5812

FAX 045 (521) 6031

ウェブサイト<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/shoku/shokunikueisei/>

(3) 庁舎 総面積 645㎡

ア 総合市場ビル(鉄筋コンクリート3階建 2,602.4㎡)3階部分 529㎡
所長室、事務室、研修資料図書室、試験検査中央管理室、理化学検査室、
理化学測定室、病理検査室、細菌検査室、分離培養室、洗浄滅菌室、
男子更衣室、女子更衣室、ロビー、倉庫

イ 食肉市場福利厚生棟1階部分 44.5㎡
特別管理産業廃棄物保管庫

ウ 病畜棟 71.5㎡
病畜検査室、前室、計測室、消毒室、BSE検査室、BSE検査準備室

(4) 機構

健康福祉局 ―― 健康安全部 ―― 食肉衛生検査所

(5) 配属職員構成 令和5年3月31日現在

	所長	副所長	担当係長	事務室	試験室
衛生監視員	1				
と畜検査員		1	4		19+ (再任用1)
臨床検査技師					2
薬剤師					1
事務				1+ (再任用1)	
自動車運転手				(会計年度任用1)	
検査補助				(会計年度任用9)	

(6) 業務内容

ア と畜場法に関する業務

- (ア) と畜場法(昭和28年法律第114号。以下この項中「法」という。)第7条の衛生管理責任者に関すること。
- (イ) 法第10条第1項の作業衛生責任者に関すること。
- (ウ) 法第13条第1項第1号の規定による届出の受理及び同条第3項の規定による指示に関すること。
- (エ) 法第14条の規定による検査に関すること。
- (オ) 法第14条第3項第2号の規定による許可に関すること。
- (カ) 法第16条の規定による措置に関すること。
- (キ) 法第17条の規定による報告の徴取または立入検査に関すること。
- (ク) 法第18条第1項の規定による使用の制限又は停止及び同項第4号の規定による警告に関すること。
- (ケ) 法第18条第2項の規定による警告及び業務の停止又は行為の禁止に関すること。

イ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する業務

- (ア) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下の項において「法」という。)第6条第3項の規定による食鳥処理の事業の許可事項等に係る変更の届出の受理に関すること。
- (イ) 法第7条第2項の規定による食鳥処理業者の地位の承継の届出の受理に関すること。
- (ウ) 法第8条又は第9条の規定による食鳥処理の事業の停止に関すること。
- (エ) 法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善又は使用禁止の命令に関すること。
- (オ) 法第12条の食鳥処理衛生管理者に関すること。
- (カ) 法第14条の規定による食鳥処理場の廃止、休止又は再開の届出の受理に関すること。
- (キ) 法第15条第1項から第3項までの規定による食鳥検査に関すること。
- (ク) 法第16条第7項の規定による確認状況の報告の受理に関すること。
- (ケ) 法第16条第8項の規定による確認規程の廃止の届出の受理に関すること。
- (コ) 法第16条第9項の規定による指導及び助言に関すること。
- (サ) 法第17条第1項第4号の規定による届出食肉販売業者に関すること。
- (シ) 法第20条の規定による措置に関すること。
- (ス) 法第37条第1項の規定による報告の徴収に関すること。
- (セ) 法第38条第1項の規定による立入検査、質問及び食鳥とたい等の収去に関すること。

ウ 食品衛生法に関する業務

- (ア) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この項中「法」という。)第28条第1項の規定による横浜市中心卸売市場食肉市場(以下「市場」という。)内の営業者等からの報告の徴取、並びに市場内で取り扱う食品等の臨検検査及び収去に関すること。
- (イ) 法第28条第4項の規定による市場内で取り扱う食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託に関すること。
- (ウ) 法第30条第2項の規定による市場内の監視指導に関すること。
- (エ) 法第59条の規定による市場内で取り扱う食品等の廃棄処分及び営業者に対する

食品衛生上の危害を除去するための処置の命令に関すること。

エ 食品表示法に関する業務

- (ア) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号。以下この項において「政令」という。)第7条第1項第1号から第3号までの規定による市場内の食品関連事業者等に係る指示、命令及び公表に関すること(同項ただし書の規定による栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるもの(以下この項において「内閣府令表示事項」という。)に関するものを除く。)
- (イ) 政令第7条第1項第4号及び第5号の規定による市場内の食品関連事業者等又食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者からの報告の徴収及び物件の提出に関すること(内閣府令表示事項に関するものを除く。)
- (ウ) 政令第7条第1項第6号の規定による市場内の食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に係る立入検査、質問及び収去に関すること(内閣府令表示事項に関するものを除く。)
- (エ) 政令第7条第1項第8号の規定による市場内の食品関連事業者等に係る申出及び調査に関すること(内閣府令表示事項に関するものを除く。)

オ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する業務

- (ア) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下この項において「法」という。)第15条第2項の規定による市場内で取り扱う食品に係る輸出証明書の発行(食品衛生に係るものに限る。)に関すること。
- (イ) 法第17条第2項及び第4項の規定による市場及び横浜市中央と畜場(以下「市場等」という。)内の適合施設の認定及び確認(食品衛生に係るものに限る。)に関すること。
- (ウ) 法第17条第5項の規定による市場等内の適合施設の設置者等に対する当該適合施設の改善の要求及び認定の取消し(食品衛生に係るものに限る。)に関すること。
- (エ) 法第38条第2項の規定による市場内で取り扱う食品に係る輸出証明書の発行を受けた者又は市場等内の適合施設の設置者等からの報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入調査及び質問(食品衛生に係るものに限る。)に関すること。
- (オ) 法第38条第5項の規定による市場内で取り扱う食品に係る輸出証明書の発行及び市場等内の適合施設の認定の取消し(食品衛生に係るものに限る。)に関すること。

カ 牛海綿状脳症対策特別措置法に関する業務

- (ア) 牛海綿状脳症対策特別措置法第7条2項の規定による牛の特定部位の使用及び焼却免除の許可に関すること。
- (イ) 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則による牛のスクリーニング検査に関すること。

(7) 手数料

	区 分	手数料	
と 畜 検 査 手 数 料	牛・馬	600円	
	豚・子牛	300円	H18.4.1改正
	めん羊・山羊	150円	
	病畜・と禁	1,500円	
諸 証 明		300円	H5.7.1改正
依 頼 検 査 等	試験または検査	2,000円	※左記の範囲内の額を徴収します
	研究または調査	10,000円	
	食鳥処理事業許可申請手数料	19,000円	
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定に基づく手数料	食鳥処理場の構造または設備変更許可申請手数料	10,000円	H6.4.1改正
	確認規程認定申請手数料	5,500円	H9.4.1改正
	確認規程変更認定申請手数料	2,300円	
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく手数料	現地調査を要する施設	20,900円	R2.12.25改正
	現地調査を要しない施設	10,400円	

特に、試験、検査、研究及び調査に使用する材料または手数を要するときの手数料は、実費相当額を徴収します。

第2章 事業概要

1 食肉動物の検査について

(1) と畜検査頭数

令和4年度の総と畜検査頭数は161,437頭です(表1)。

表1 畜種別と畜検査頭数の推移

	畜種	R4年度	R3年度	増△減	前年度比	
大動物	肉用牛	12,566 (3)	10,646 (4)	1,920 (△1)	118.0%	
	乳用牛	246 (5)	208 (5)	38 (0)	118.3%	
	馬	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	合計(大動物)	12,812 (8)	10,854 (9)	1,958 (△1)	118.0%	
	子牛	1 (0)	4 (0)	△ 3 (0)		
中小動物	当才	145,603 (14)	148,144 (0)	△ 2,541 (14)	98.3%	
	豚	大貫	3,021 (1)	3,436 (0)	△ 415 (1)	87.9%
	計(豚)	148,624 (15)	151,580 (0)	△ 2,956 (15)	98.0%	
	めん羊	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	山羊	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	合計(中小動物)	148,625 (15)	151,584 (0)	△ 2,959 (15)	98.0%	
	総計	161,437 (23)	162,438 (9)	△ 1,001 (14)	99.4%	

()は病畜の検査頭数です。

(2) と畜場外とさつ

と畜場外とさつ(切迫とさつ)はありませんでした。

(3) と畜検査の結果に基づく処分頭数

とさつ・解体禁止、全部廃棄、一部廃棄のいずれかの処分をした食肉動物の頭数は138,735頭で、総検査頭数の約85.9%にあたりました。その多くが一部廃棄処分となりました(表2、3)。

表2 畜種別処分頭数

	検査頭数	処分数		処分内容		
		頭数	百分率	とさつ・ 解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛	12,812	8,197	64.0%	0	13	8,184
子牛	1	1		0	0	1
豚	148,624	130,537	87.8%	0	39	130,498
合計	161,437	138,735	85.9%	0	52	138,683

表3 処分頭数の推移

	検査頭数	処分数		処分内容		
		頭数	百分率	とさつ・ 解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
令和2年度	159,965	144,362	90.2%	3	32	144,327
令和3年度	162,438	144,235	88.8%	1	43	144,191
令和4年度	161,437	138,735	85.9%	0	52	138,683

(4) とさつ・解体禁止及び全部廃棄処分頭数

全部廃棄処分は、牛では牛伝染性リンパ腫、尿毒症が認められました。豚では敗血症、豚丹毒、白血病、尿毒症が認められました(表4)。

表4 とさつ・解体禁止及び全部廃棄処分頭数

病名		合計	肉用牛	乳用牛	豚(当才)	豚(大貫)
解と 体さ 禁つ 止・	豚丹毒	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
全 部 廃 棄	牛伝染性リンパ腫	12	11	1	-	-
	白血病	3	-	-	3	0
	豚丹毒	11	0	0	10	1
	サルモネラ症	0	0	0	0	0
	膿毒症	0	0	0	0	0
	敗血症	24	0	0	23	1
	尿毒症	2	1	0	1	0
	高度の黄疸	0	0	0	0	0
	高度の水腫	0	0	0	0	0
	腫瘍(白血病を除く)	0	0	0	0	0
	中毒諸症	0	0	0	0	0
合計	52	12	1	37	2	
総計	52	12	1	37	2	

2 食鳥の検査について

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく業務のうち、許可権限（市長許可）を除く業務を所管し、関係申請書類等の受理、監視指導等を実施しました。

(1) 食鳥処理場及び届出食肉販売業者の施設数

施設はすべて年間処理羽数が30万羽以下の認定小規模食鳥処理場で、令和4年度は廃止が1施設あり、年度末時点の許可施設は16施設でした。

また、食肉販売業の許可を受けている者が届出をし、検査に合格した食鳥とたいを認定小規模食鳥処理業者に販売する届出食肉販売業者は1施設でした。

(2) 食鳥処理衛生管理者数

認定小規模食鳥処理場には、食鳥処理衛生管理者を置くことが義務づけられおり、年度末時点の市内設置者数は35人でした。

(3) 確認状況及び措置

認定小規模食鳥処理場では、食鳥処理衛生管理者が「確認規程」に基づき異常の有無を確認することが義務づけられています（表1）。

表1 認定小規模食鳥処理場における確認状況及び措置

確認状況及び措置	合計	
異常の有無の確認羽数	104,389	
基準適合羽数	104,389	
基準不適合羽数	0	
不適合に対する措置の内容内訳	全部廃棄	0
	一部廃棄	0

(4) 監視指導等

認定小規模食鳥処理場へ、延12回の「HACCPの考えを取り入れた衛生管理」導入支援、衛生監視指導を実施しました(表2、3)。

表2 残留有害物質検査件数

分類	検査検体	検査検体数	検査項目				計
			一斉法Ⅰ	テトラサイクリン系 抗生物質	内寄生虫用剤	抗生物質	
検査所独自 モニタリング検査	筋肉	20	670	0	0	0	670

表3 食中毒原因細菌検査件数

分類	検査検体	検査検体数	検査項目													計		
			大腸菌群	大腸菌数	黄色ブドウ球菌	リステリア	サルモネラ	カンピロバクター	カンピロバクター・コリ	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌		腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌
食鳥肉検査	筋肉	20	0	0	20 (1)	20 (0)	20 (11)	20 (5)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	240
食鳥処理施設 フードスタンプ検査	器具等	34	34 (7)	34 (4)	34 (2)	0	34 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136
	手指・その他	21	21 (10)	21 (5)	21 (4)	0	21 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84
総計		75	55	55	75	20	75	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	460

()内は陽性検体数を表します。

3 HACCPに基づいた衛生管理について

令和2年6月1日に施行された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、と畜場においてもHACCPに基づいた衛生管理が義務化されました。食肉衛生検査所は、外部検証機関として、と畜場における施設の衛生管理及び現場作業状況の確認、HACCP関係記録文書の検査、枝肉の微生物検査等を実施しています。また、場内関係者を対象としたHACCPに関する講習会を実施しています。

(1) と畜場における施設の衛生管理及び現場作業状況の確認

と畜場の従事者等が衛生管理計画及び手順書に従い行う、と畜場の衛生管理及び衛生的なとさつ・解体の実施状況を作業現場において直接確認しました。

(2) HACCP関係記録文書の検査

と畜場の設置者等が衛生管理計画及び手順書に従い作成した衛生管理の実施記録の内容の確認を行いました。

(3) 微生物検査

と畜場設置者等が行うHACCPによる衛生管理の外部検証として、厚生労働省通知（生食発0528第1号、令和2年5月28日）に基づき、衛生指標菌を用いた微生物検査を、衛生管理の支援として拭き取り検査を実施しました（詳細はP15を参照ください）。

(4) HACCPに関する講習会

令和4年5月にと畜場の設置者（8名）を対象に、令和5年3月にと畜場の従事者（48名）を対象に講習会を実施しました。

4 試験検査について

(1) と畜検査関係

ア 精密検査

と畜検査において、と畜場法における全部廃棄の対象となる重篤な疾病が疑われたものについては検査を保留し、微生物学的、病理学的、理化学的に精密検査を行います。精密検査の結果と剖検所見に基づき処分を決定しています。

令和4年度は、67頭の獣畜を検査保留としました(表1)。

表1 保留検査の疾病別検査件数

疾病名	検査区分	保留頭数	検査項目数			
			微生物検査	病理検査	理化学検査	総数
牛伝染性リンパ腫	牛	12	0	455	0	455
白血病	豚	4	0	73	0	73
豚丹毒	豚	11	115	0	0	115
サルモネラ症	豚	0	0	0	0	0
膿毒症	豚	0	0	0	0	0
敗血症	牛	0	0	0	0	0
	豚	28	1,292	47	0	1,339
敗血症(非定型抗酸菌症)	豚	6	0	206	0	206
尿毒症	牛	1	0	0	2	2
	豚	4	0	11	8	19
高度の黄疸	牛	0	0	0	0	0
	豚	0	0	0	0	0
高度の水腫	牛	1	0	0	6	6
全身性腫瘍(白血病を除く)	牛	0	0	0	0	0
	豚	0	0	0	0	0
中毒諸症	豚	0	0	0	0	0
合計		67	1,407	792	16	2,215

イ 牛海綿状脳症(BSE)検査

「牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(厚生労働省令)」に基づき、牛のスクリーニング検査を実施しています。

令和4年度は、検査を実施した牛は、いませんでした。

(2) 微生物検査関係

ア と畜場内の衛生状況

次の検査を実施し、検査結果を衛生指導に役立てました(表2)。厚生労働省通知(平成9年1月28日、平成9年4月8日)に基づき、枝肉の生菌数、腸管出血性大腸菌(O157、O26及びO111)、サルモネラ、黄色ブドウ球菌の検査を実施しました。また、設置者の依頼により大腸菌数の検査を実施しました。

表2 と畜場内の衛生状況調査件数

分類	検査検体	検査検体数	検査項目								計
			生菌数	大腸菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	腸管出血性大腸菌 O157	腸管出血性大腸菌 O26	腸管出血性大腸菌 O111	
拭き取り検査	牛 枝肉	220	220	220	220	110	110	60	60	60	1,060
	牛 肝臓	60	0	0	0	0	0	60	60	60	180
	豚 枝肉	220	220	220	220	110	110	-	-	-	880
総計		500	440	440	440	220	220	120	120	120	2,120

イ HACCP関係

(ア) と畜場設置者等が行うHACCPによる衛生管理の外部検証として、厚生労働省通知（生食発0528第1号、令和2年5月28日）に基づき、衛生指標菌を用いた微生物検査を実施しました（表3）。

表3 切除法を用いた枝肉の微生物検査

分類	検査検体	検査検体数	検査項目		計
			生菌数	腸内細菌科菌群	
切除法	牛枝肉	55	55	55	110
	豚枝肉	55	55	55	110
総計		110	110	110	220

(イ) と畜場設置者等が行うHACCPによる衛生管理の支援として、拭き取り検査を実施しました（表4）。

表4 枝肉拭き取り検査

分類	検査検体	検査検体数	検査項目			計
			生菌数	大腸菌数	大腸菌群	
拭き取り検査	牛枝肉	20	20	20	20	60
	豚枝肉	20	20	20	20	60
総計		40	40	40	40	120

ウ 食肉処理施設の衛生状況

市場内の食肉処理施設3社(3施設)及び市内の食鳥処理施設において、施設内の器具類及び従業員の手指等を対象に細菌検査を実施し、検査結果に基づいて衛生指導を行いました(表5)。

表5 食肉処理施設及び食鳥処理施設の衛生状況調査件数

分類	検査検体	検査検体数	検査項目				計
			大腸菌群	大腸菌数	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	
食肉処理施設	器具等	51	51 (14)	51 (2)	51 (1)	51 (0)	204
	手指・その他	24	24 (0)	24 (0)	24 (0)	24 (0)	96
食鳥処理施設	器具等	34	34 (7)	34 (4)	34 (2)	34 (2)	136
	手指・その他	21	21 (10)	21 (5)	21 (4)	21 (2)	84
総計		130	130	130	130	130	520

()内は陽性検体数を表します。

エ 食肉及び食鳥肉収去品・食肉流通品の食中毒原因細菌検査

市内の食鳥処理施設から収去した食鳥肉、市場内の食肉処理施設から収去した食肉の食中毒原因細菌の検査を実施しました。食肉の衛生対策事業については、横浜市食品衛生監視指導計画に基づき福祉保健センターが買取りした食肉の検査を行いました(表6)。

表6 食肉及び食鳥肉収去品・食肉流通品の食中毒原因細菌検査件数

分類	検査動物	検査検体	検査検体数	検査項目													計	
				大腸菌群	黄色ブドウ球菌	リステリア	サルモネラ	カンジジエジユニ	カンピロバクター	腸管出血性大腸菌		バンコマイシン耐性						
食鳥肉収去検査	鶏	筋肉	20	0	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240
				(0)	(1)	(0)	(11)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
市場内食肉処理施設収去検査	牛、豚	筋肉	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	480
				(2)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
福祉保健センター買取り検査	鶏	筋肉	16	0	16	16	16	16	16	2	2	2	2	2	2	14	106	
				(0)	(2)	(2)	(10)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)		
総計			76	40	76	76	76	76	76	62	62	62	62	62	62	34	826	

()内は陽性検体数を表します。

オ 調査研究他

牛直腸及び第Ⅰ胃内容物中の食中毒菌の保菌調査を実施しました(表7)。検査室の精度管理(GLP)に基づき内部・外部精度管理を実施しました(表8)。

表7 保菌調査件数

分 類	検査検体数	検査項目数	
牛の保菌調査	直腸内容物	110	440
	第Ⅰ胃内容物	50	200
総 計	160	640	

表8 精度管理検査件数

分 類	検査検体数	検査項目数
内部精度管理	10	45
外部精度管理	4	6
その他	6	24
総 計	20	75

(3) 病理検査関係

病理検査は122頭、967項目実施し、症例を集積しました（表9）。病理検査実施における主な診断内訳は以下の通りです（表10）。

表9 病理検査件数

検査項目	検査頭数	検査項目数
一般病理検査	86	223
保留検査	33	734
病理依頼検査	3	10
合計	122	967

表10 病理検査における主な診断内訳

		主な診断名
腫瘍	牛	牛伝染性リンパ腫(12)、顆粒膜細胞腫(1)、脂肪腫(1)、核内細胞質封入体を伴った悪性性索間質性腫瘍(1)、心臓血管筋腫(1)
	豚	悪性黒色腫(6)、白血病(3)、子宮平滑筋腫(2)、肝癌(1)、肝細胞腺腫(1)、血管腫(1)、腎芽腫(上皮型)(1)、粘液細胞癌(1)
炎症	牛	化膿性リンパ節炎(1)、化膿性肺炎(1)、好酸球性筋炎(1)、好酸球性肉芽腫性筋炎(1)、出血性尿管炎(1)、真菌性肉芽腫性肺炎(1)、潰瘍と線維増生を伴った慢性舌炎(1)
	豚	非定型抗酸菌症(8)、肉芽腫性リンパ節炎(3)、肉芽腫性肝炎(3)、カタル性肺炎(1)、アクチノバチルス症を疑う肉芽腫性皮膚炎(1)、メサンギウム増殖性糸球体腎炎(1)、潰瘍を伴う化膿性皮膚炎(1)、肉芽腫性腸炎(1)、尿細管間質性腎炎(1)、慢性間質性腎炎(1)、慢性糸球体腎炎(1)、慢性心内膜炎(1)
その他	牛	黒色症(3)、リポフスチン沈着を伴う限局的な尿細管の低形成(1)、リンパ節の高度の出血(1)、出血を伴う腸間膜脂肪壊死(限局性)(1)、精巣組織の結節性異所性発育(1)、肺過誤腫(1)、雄性仮性半陰陽(1)、卵精巣(1)、顆粒球主体の髓外造血常(1)
	豚	黒色症(4)、多発性肝嚢胞(4)、リンパ濾胞(2)、肝うっ血(1)、肝脂肪変性(1)、肝線維症(2)、硝子滴変性(1)、胆管奇形(1)、脾臓の線維増生(1)

()内は診断数を表します。

(4) 理化学検査関係

ア 残留有害物質検査

市場内を流通する食肉に対して、厚生労働省通知及び検査所独自に基づくモニタリング検査を、残留有害物質について実施しました。(表11)。

令和4年度の検査において違反検体はありませんでした。

表11 残留有害物質検査件数

分類	検査動物	検査検体	検査検体数	検査項目			計
				一斉法I	テトラサイクリン系 抗生物質	内寄生虫用剤	
検査所独自モニタリング検査	牛	筋肉	70	2,330			2,330
	豚	筋肉	30	1,020			1,020
	鶏	筋肉	20	670			670
厚生労働省通知に基づく モニタリング検査		筋肉	10	330			330
	牛	腎臓	10		30		30
		脂肪	10			40	40
		筋肉	30	1,020			1,020
	豚	腎臓	30		90		90
		脂肪	30			120	120
センター買取り検査	鶏	筋肉	2	68			68
仲卸収去	牛	筋肉	22	714			714
		脂肪	22			88	88
	豚	筋肉	18	599			599
		脂肪	18			72	72
総計			322	6,751	120	320	7,191

テトラサイクリン系抗生物質は、テトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリンの3項目です。

イ その他

検査室の精度管理 (GLP) に基づき内部精度管理を42検体、91項目、外部精度管理を1検体、5項目実施しました。

また、と畜検査の通常検体精密検査を1検体、1項目実施しました(表12)。

表12 精度管理検査件数その他

分 類	検査検体数	検査項目数
内部精度管理	42	91
外部精度管理	1	5
その他(通常検体)	1	1
総 計	44	97

5 牛特定部位の使用許可について

牛特定部位については、「牛海綿状脳症対策特別措置法」第7条第2項の規定に基づき、学術研究等の目的で使用する場合に限り、焼却による処理を免除し、使用を許可しています。

(1) 使用許可施設数

主な許可施設は大学歯学部、歯科医療関連企業です(表1)。

表1 牛の特定部位使用許可状況

特定部位の種類	許可施設数	許可状況	
歯	3施設	新規	0施設
		更新	0施設
		継続	3施設

6 学会・研修会等の発表

表1 学会・研修会等

実施日	学会・研修会名	演題
令和4年9月4日 令和4年10月～1月 (書面開催)	令和4年度 関東・東京合同地区獣医師大会・三 全国食肉衛生検査所協議会病理部会 第79回 病理研修会	と畜検査で認められた豚の縦隔腫瘍3例 豚の腹腔内腫瘍

発表内容は第3章を参照してください。

表2 所内研修会等

実施日	研修会名	内容
令和4年7月26日	所内病理勉強会	と畜検査で認められた豚の縦隔腫瘍3例(三学会予演会)
令和4年9月7日	所内病理勉強会	豚の腹腔内腫瘍(第79回病理研修会の症例紹介)

7 衛生講習会

令和5年3月にと畜場の従事者(48名)を対象に衛生講習会を実施しました。

第3章 調査研究報告

次の内容に関して研究報告を行いました。発表に用いた抄録を掲載します。

○令和4年9月4日

令和4年度 関東・東京合同地区獣医師大会・三学会

1 と畜検査で認められた豚の縦隔腫瘍3例

○令和4年10月-令和5年1月

全国食肉衛生検査所協議会病理部会 第79回病理研修会

2 豚の腹腔内腫瘍

と畜検査で認められた豚の縦隔腫瘍3例

○阿左美有右、成田桂、若尾英之、林知実、岩下亮子、横井郁恵、原みゆき
横浜市食肉衛検 ○(現 群馬県)

I. はじめに

縦隔腫瘍とは縦隔内に発生する腫瘍の総称である。縦隔には胸腺、心臓、大血管、気管、リンパ節、神経節などの臓器が存在し、様々な腫瘍が発生する。今回、と畜検査で認められた豚の縦隔腫瘍3例について病理学的検査を実施したところ、若干の知見を得たので報告する。

II. 材料および方法

本市と畜検査で縦隔に限局性の腫瘍が認められた豚3頭（以下症例1～3）について、各々の腫瘍を10%中性緩衝ホルマリン溶液で固定後、常法によりパラフィン切片を作製した。HE染色ならびに抗CD3抗体、抗CD79 α 抗体および抗サイトケラチン抗体を用いた免疫染色を施し、光学顕微鏡下で観察した。

III. 結果

肉眼的に症例1は半球状の腫瘍で、広範に心膜と癒着していた。症例2は球形～不整形の腫瘍で、縦隔各所に多発していた。症例3は大型球形の腫瘍で、肺や胸膜と強く癒着していた。

組織学的にいずれの症例でもリンパ球様腫瘍細胞がびまん性に増殖していた。また症例1では上皮様細胞が散見され、胸腺特有のハッサル小体も認められた。症例2では胚中心を含むリンパ節固有構造が残存していた。症例3は腫瘍が広範に浸潤増殖し、一部で肺や大血管壁を置換していた。免疫染色では症例1および3の腫瘍細胞はCD3に陽性、CD79 α に陰性を示し、症例2の腫瘍細胞はCD79 α に陽性、CD3に陰性を示した。症例1の上皮様細胞はサイトケラチンに陽性を示した。

IV. 考察

組織所見および免疫染色の結果から、症例1および3はT細胞性リンパ腫、症例2はB細胞性リンパ腫と判断された。また症例1は胸腺上皮やハッサル小体の存在により胸腺から発生し、症例2はリンパ節固有構造を残していることから前縦隔リンパ節や気管気管支リンパ節などのリンパ節から発生していると考えられた。症例3は浸潤域が広く発生部位を特定することは難しかった。

ヒトでは縦隔腫瘍の中では胸腺腫の発生が最も多く、その約4割を占めると言われている。いっぽう豚では縦隔腫瘍の中での発生の割合はわかっていないが、今回の3例全てがリンパ腫であったことと、リンパ腫はと畜検査で最もよくみられる腫瘍のひとつであることを勘案すると、豚の縦隔腫瘍の多くはリンパ腫である可能性が考えられる。と畜検査で縦隔に腫瘍を認めた際には十分に注意して検査することが望まれる。

演 題：豚の腹腔内腫瘍
機 関 名：横浜市食肉衛生検査所 氏 名：若尾 英之
動 物 名：豚 品種：雑種 性別：雌 年齢：不明（繁殖豚）
病 歴：不明

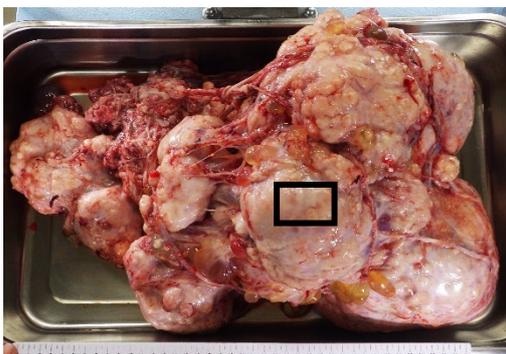
生 体 所 見：一般畜として搬入され、著変を認めなかった。

内 臓 所 見：腹腔内諸臓器の漿膜、横隔膜、大網、腸間膜、腹壁など腹膜各所に大小球形～不整形の腫瘍が多発していた。胃及び肝臓の付近には、多数の腫瘍が結合して大網や大血管を巻き込みながら発達した 55×35×25 cmの最大腫瘍が認められた。最大腫瘍の断面は結合織により区画され、乳白色分葉状～一部嚢状を呈していた。腫瘍は腹膜に限局していて、他に著変は認められなかった。

組 織 所 見：腫瘍組織の大部分で立方形、円柱状またはやや扁平な上皮様腫瘍細胞が乳頭状及び管状に増殖していた。一部では紡錘形の腫瘍細胞が好酸性基質を伴いながら束状に増殖していた。さらには、細胞質に空胞を有し印環細胞様を呈するものもみられた。腫瘍細胞の核は淡明な楕円形を呈し、大きさは比較的均一で、核分裂像は稀だった。PAS 反応では、一部の腫瘍細胞の細胞質内に陽性顆粒がみられた。また、アルシアン青及びコロイド鉄染色では好酸性基質が陽性を示し、これらはヒアルロニダーゼ消化法により消失した。免疫染色では腫瘍細胞は WT-1 (シグマアルドリッチ) 及びサイトケラチン (ニチレイ) に陽性を示し、ビメンチン (ニチレイ) には紡錘形細胞のみ陽性を示した。

固 定 方 法：10%中性緩衝ホルマリン液

切り出し部位 (図示)



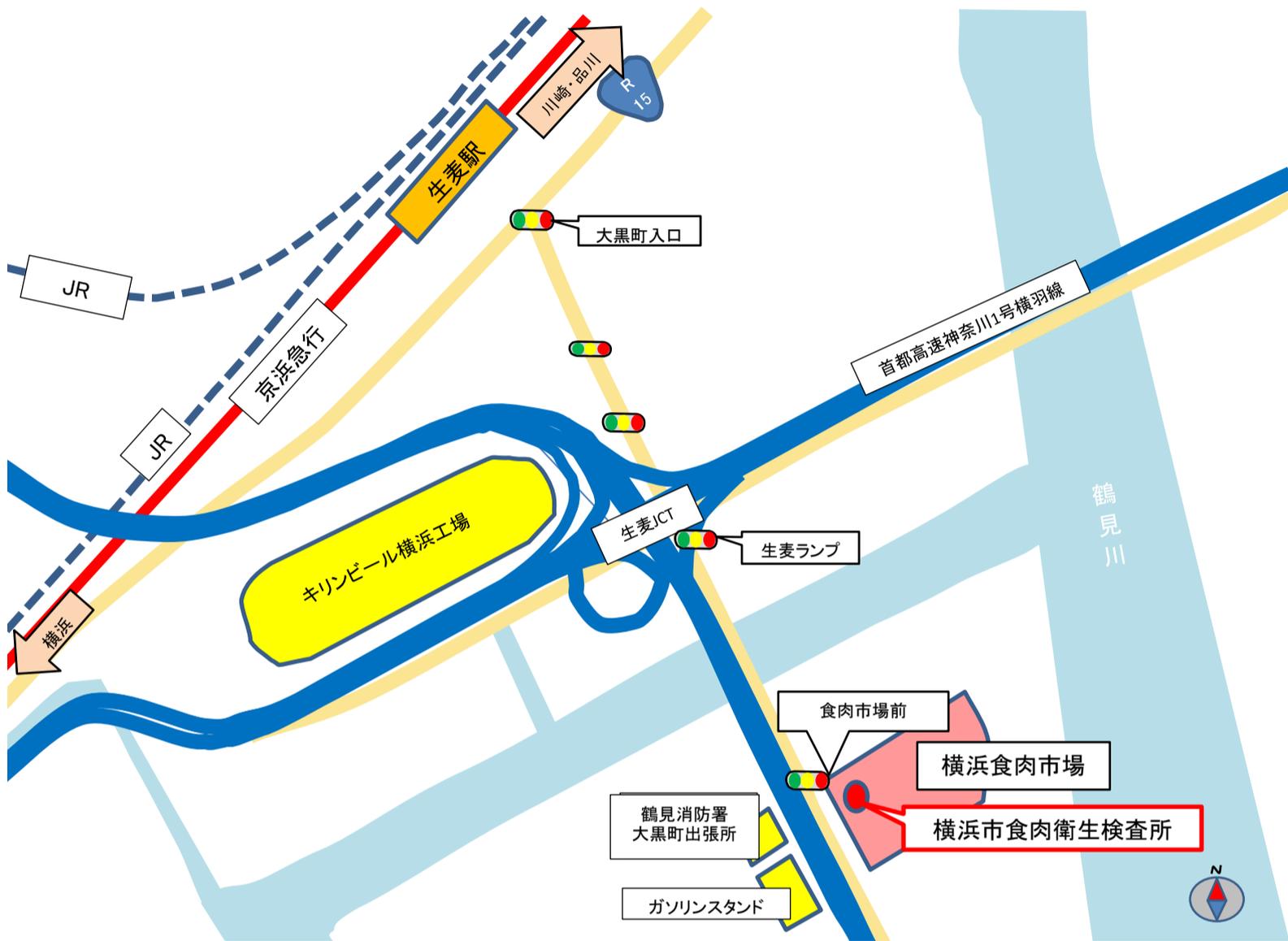
行政処分：全部廃棄 ・ 一部廃棄 (腫瘍)

組織診断名： 豚の腹膜中皮腫 (二相型)

疾病診断名： 豚の中皮腫

横浜市食肉衛生検査所 案内図

2022年10月11日 改定



電車：京浜急行生麦駅から徒歩15分

バス：JR鶴見駅・新子安駅から市営バスに乗車 食肉市場前下車1分

車：首都高速大黒町Rから5分、首都高速汐入Rから5分、首都高速生麦Rから1分

令和4年度 事業年報

令和5年11月 発行

発行所 横浜市医療局食肉衛生検査所

〒230-0053

横浜市鶴見区大黒町3番53号

TEL 045(511)5812

FAX 045(521)6031

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/shoku/shokunikueisei/>